

監査報告書

平成29年 5月26日

社会福祉法人 桜川会
理事長 間山 良子 殿

監事 石澤 新一
監事 山崎 水季弘



私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

社会福祉法人桜川会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規定

理事、監事及び評議員の報酬は、社会福祉法人桜川会定款第 8 条及び 21 条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。